

資料編

1 長期総合計画審議会

(1) 長期総合計画条例

武蔵村山市長期総合計画条例

〔 令和2年12月22日 〕
〔 条例第27号 〕

(目的)

第1条 この条例は、長期総合計画の位置付けを明らかにするとともに、長期総合計画の策定等に関し必要な事項を定め、もって総合的かつ計画的な行政運営に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 長期総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画により構成される本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための計画をいう。
- (2) 基本構想 本市のまちづくりの最上位の方針を示すもので、基本理念及び将来都市像を示した構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための具体的な施策を体系的に示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画で体系化した施策を計画的に実施するための計画をいう。

(長期総合計画の位置付け)

第3条 長期総合計画は、本市の最上位の計画とし、各行政分野に関する計画の策定又は変更にあたっては、長期総合計画との整合を図るものとする。

(審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画の策定又は変更にあたっては、次条に規定する武蔵村山市長期総合計画審議会（同条第1項を除き、以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

(武蔵村山市長期総合計画審議会)

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、武蔵村山市長期総合計画審議会を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本構想及び基本計画の策定又は変更に関し必要な事項について調査及び審議をし、答申する。
- 3 審議会は、市長が委嘱する委員10人をもって組織する。
- 4 前3項に掲げるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想の策定又は変更にあたっては、議会の議決を経なければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 省略

(2) 長期総合計画審議会規則

武蔵村山市長期総合計画審議会規則

〔 令和3年1月25日 〕
規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵村山市長期総合計画条例（令和2年武蔵村山市条例第27号）第5条第4項の規定に基づき、武蔵村山市長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げるところにより市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 2人
- (2) 行政委員会の委員 2人
- (3) 公共的団体等の代表者 3人
- (4) 公募による市民 3人

2 委員の任期は、諮問に係る答申の終了をもって満了する。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 省略

(3) 諮問・答申

ア 諮問書

武発第780号

武蔵村山市長期総合計画審議会

武蔵村山市長期総合計画審議会条例第4条の規定に基づき、武蔵村山市第五次長期総合計画（後期基本計画）について諮問します。

令和7年7月11日

武蔵村山市長

山 崎 泰 大

令和7年10月31日

武蔵村山市長 山崎 泰大 様

武蔵村山市長期総合計画審議会
会長 倉持 香苗

武蔵村山市第五次長期総合計画（後期基本計画）について（答申）

令和7年7月11日付武発第780号で諮問のあった武蔵村山市第五次長期総合計画（後期基本計画）（以下「後期基本計画」という。）について、当審議会において慎重に審議し、結果を取りまとめたので、下記のとおり答申いたします。

記

当審議会は、武蔵村山市長からの諮問に基づき、後期基本計画について、慎重に審議を重ねてきました。

前期基本計画の策定以降、少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来、社会構造の変化等による社会保障費の増加、公共施設等の老朽化、デジタル化への対応やDXの推進、カーボンニュートラルの推進など、地域や行政が抱える課題は一層多様化・複雑化してきました。また、令和7年3月に都市計画決定された多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸については、交通環境の改善のみならず、市に多様な効果をもたらすことが期待されるとともに、市が発展するための大きな契機となると考えます。

このような状況の中、市が次の5年を見据えて取り組む施策を定める、後期基本計画を策定することは、安定して市政を運営するために必要不可欠なことであると考えます。

当審議会は、今回策定される後期基本計画に基づき、市が多摩都市モノレールの延伸を見据えた積極的かつ計画的なまちづくりを進めていくとともに、一丸となって将来のまちを想定した施策展開の検討やより一層の推進に努めていただきたいと思います。

当審議会では、後期基本計画について、市が抱える課題の解決や、市民サービスの向上に資する取組が計画されているか、専門的な見地及び市民としての視点で検討を進めてきました。

その結果、市から提出された後期基本計画素案の内容についてはおおむね妥当であるとの結論に達しました。今後、策定される後期基本計画に沿って、各担当部署が垣根を越えて連携を図り、子育て支援や防災対策等に注力することで誰もが安心して住めるまちづくりを進めていただきたいと思います。

なお、審議会としての章ごとの個別意見は別紙のとおり取りまとめております。

市においては、当審議会の意見や今後実施されるパブリックコメントに寄せられた市民の意見などに十分配慮し、対応した上で、後期基本計画を策定されるよう要望し、ここに答申いたします。

審議会からの意見

1 各章ごとの個別意見

【第1編 総論】

章	意見概要
第1章 計画の概要	○行政の課題として「カーボンニュートラル」の記載があるが、将来を見据え「GX（グリーン・トランスフォーメーション）」についても積極的な取組を期待する。
第4章 市民の意見	○市民意識調査について、回答者の年齢構成などを示した方が分かりやすいと考える。

【第2編 後期基本計画】

章	意見概要
第1章 市民との協働による 地域振興	<p>○「地域コミュニティの活性化」に当たりデジタルツールの活用は有効であるが、高齢者が多い自治会に対しては、デジタルツール導入の支援と併せて、実際の利用に至るまでの継続的な支援が必要である。</p> <p>○他自治体で自治会の機能を災害対策に絞ったことで加入者が増えた事例がある。他自治体の取組も参考に訴求力のある取組を期待する。</p> <p>○SNSを活用した広報は、若者を中心に訴求力があるため、令和6年度から開始した市公式LINEは新たな発信の方法として期待できる。また、インスタグラムの活用も広報に有効だと考える。</p>
第2章 健康で明るく暮らせる まちづくり	<p>○健康づくりの活動に対しポイントを付与するなど、市民の参加を促す取組があると良いと考える。</p> <p>○熱中症対策の一環としてクーリングシェルターは重要であるため、開設場所や開設期間について分かりやすく明記すると良いと考える。</p> <p>○先発医薬品メーカーが作るジェネリック医薬品もあることを周知することで、使用率の向上を図ることができると考える。</p> <p>○共働きの家庭にとって、遅い時間まで運営する保育所や学童が増えると良いと考える。</p> <p>○子育て支援サービスは多岐に渡るため、ワンストップで支援を受けられると良いと考える。</p> <p>○市の子育て支援サービスは、健やかひろばの開設など、この数年で取組が更に進み、良い方向に向かっていると考える。一方で、ファミリー・サポート・センター事業などは担い手の充足が課題である。</p>

章	意見概要
	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用の課題は女性のみならず、若者、高齢者、就職氷河期世代など幅広く対応を検討することが必要である。 ○中高校生を含めた子どもの居場所づくりについては、必要とする子ども又は保護者が多いと考えられるため、取組に期待する。
<p>第3章 安全で快適なまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の自主的な防災訓練に対し、市が積極的に支援することで、地域防災力の向上につながると思う。 ○防災DXとして、衛星を利用した高速インターネットサービス機器を一台既設とのことだが、市役所や避難所等に増設することで、災害時に人が集まり、情報の集約に有効であると思う。 ○木造住宅耐震診断の助成事業の推進を図るため、周知など取組内容を記載すると良いと思う。 ○消防団のイメージアップを目的に、動画作成を行っている事例もある。消防体制強化のため、他自治体の取組も参考に消防団の知名度の向上及びイメージアップを図る取組が必要である。 ○消防団活動を円滑に実施するための支援について、消防団員の増加を目的とした補助制度の更なる周知及び補助制度の拡充に期待する。 ○多摩都市モノレールの市内延伸は、転出抑制について大きな意義があると思う。
<p>第4章 誰もが学び活躍できるまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校で実施されているまちづくり学習について、より一層周知を図ることで、市民のまちに対する意識が更に高まると考える。 ○「人権・平和」について、性の多様性に関する指標が設定されているが、多様性の課題は性のみにとどまらないため、指標を検討すると良いと思う。 ○小中一貫校の開校によって得られた効果を明記すると良いと思う。 ○郷土・行政資料のデジタル化・アーカイブ化などについて推進すると良いと思う。 ○スポーツ施設は団体を対象とした施設が中心であるため、個人がスポーツに取り組める施設が増えることを期待する。 ○文化財は読み方が難しいものも多いため、振り仮名を記載することで市民により親しみを持ってもらえると考える。
<p>第5章 地域の特色をいかした自然と調和するまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化調整区域のインフラ整備、特に道路整備が進むことを期待する。 ○かたくりの湯の再開に加え、オートキャンプ場等があると、魅力的な観光地になり、将来的に市税の増収につながると思うため、整備の検討を期待する。 ○公園における水遊び場の整備を期待する。 ○電力地産地消事業や公用車の低公害車への入替などは、ゼロカーボンシティ実現に向けた重要な取組であるため、継続を期待する。

章	意見概要
第6章 計画の推進に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ○職員採用について、適性検査（SPI）テストセンター方式を組み入れるなど工夫をしているが、他自治体でも通年採用の実施や採用面接におけるAIの活用など、様々な取組がある。今後も人材の確保に向け、より一層の工夫が必要だと考える。 ○市の収入を増やす新たな施策を検討し、自主財源の増を図る必要がある。 ○市職員の端末に広告を展開し、広告収入を得るという手段もあると考える。 ○子育て世帯の転入によって固定資産税の税収が増えることも自主財源の確保につながると考える。 ○まちづくりについて、高所得層を誘致できる住宅街を創出するなどの取組があれば、市税の増収につながると考える。 ○広域連携サミット及びそれに係る共同文書について、首長レベルでの連携であるため、市民に分かりやすいように説明を付し、広く周知すると良いと考える。
第7章 国土強靱化地域計画	<ul style="list-style-type: none"> ○首都直下地震が起きた場合、救助や支援が到着しにくいと考えられるため、その認識を行政が持ち、市民に周知した上で災害に備える姿勢が必要である。 ○災害時における防災食育センターによる応急給食は重要な取組であるため、明記すると良いと考える。 ○災害時において、市民が主体的に行動することを可能にする取組があると良いと考える。
第8章 武蔵村山市デジタル田園都市構想総合戦略	<ul style="list-style-type: none"> ○デジタル技術者の育成やビジネスプランコンテストにおけるデジタル関連のテーマ設定などを実施することで、産業振興や若者からの関心を集めることにつながると考える。 ○1人目の出産支援に加え、2人目、3人目の支援の充実が人口増加につながると考える。 ○人口増加について、市内の出生率を上げることも重要だが、転入し長く居住してもらうことが効果的だと考える。 ○企業誘致は、それを契機に転入を促進できると考えられるため、人口増加に影響する重要な取組である。 ○子ども食堂について、子どもが家庭で食事ができないという状況は危惧すべきだが、市民の交流の場として子ども食堂が発展していくことは重要なことである。 ○「移動式赤ちゃんの駅」については、名称から内容を理解しづらいため、その内容を分かりやすく周知することで活用を促進できると考える。

2 全体を通して

それぞれの意見について、後期基本計画への記載ができなかった場合であっても、関連する施策について各課で検討していただきたいと考えます。

分かりづらい用語には注釈が付記されているが、より市民に寄り添った形で再度注釈を付記する用語を選定するとともに、可能な限り専門的な言い回しをせず、平易な表現を用いるようお願いいたします。

(4) 会議の開催経過等

ア 開催経過

開催年月日	回	議 題
令和7年 7月11日	第1回	1 会長及び副会長の選任 2 会議の公開等について 3 その他
8月19日	第2回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 その他
8月26日	第3回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 その他
9月 1日	第4回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 その他
9月22日	第5回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 その他
10月10日	第6回	1 武蔵村山市長期総合計画審議会答申（案）について 2 その他

イ 答申

年 月 日	件 名	内 容
令和7年 10月31日	答 申	武蔵村山市第五次長期総合計画（後期基本計画）について （答申）

(5) 長期総合計画審議会委員名簿

区 分	氏 名	選 出 区 分	備 考
会 長	倉 持 香 苗	識見を有する者	
副会長	西 村 宜 三		
委 員	潮 美 和	行政委員会の委員	
委 員	加 藤 武		
委 員	内 野 均	公共的団体等の代表者	
委 員	佐 伯 大 太		
委 員	吉 澤 和 泉		
委 員	岡 崎 輝 江	市 民	
委 員	岡 田 伸 久		
委 員	高 杉 透		

2 第五次長期総合計画後期基本計画策定委員会

(1) 第五次長期総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱

武蔵村山市第五次長期総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱

〔 令和7年1月6日
訓令(乙)第1号 〕

(設置)

第1条 武蔵村山市第五次長期総合計画のうちの後期5年の基本計画(以下「後期基本計画」という。)を総合的かつ円滑に策定するため、武蔵村山市第五次長期総合計画後期基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、後期基本計画の原案を作成する。

(組織)

第3条 委員会は、次項各号に掲げる委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 副市長

(2) 教育長

(3) 武蔵村山市庁議等の設置及び運営に関する規則(昭和47年武蔵村山市規則第28号)第3条第1号に規定する部長

(4) 第6条第2項各号に掲げる部会の部会長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は前条第2項第1号に掲げる委員を、副委員長は同項第2号に掲げる委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会に、後期基本計画の策定に当たり専門的事項を調査研究させるため、部会を置く。

2 部会は、次に掲げる部会の区分に応じ、当該各号に定める人数の部会員で組織する。

(1) 健康福祉部会 10人

(2) 教育文化部会 8人

(3) 都市環境部会 10人

(4) 国土強靱化部会 8人

(5) 計画推進部会 11人

3 部会員は、市の職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する者をもって充てる。

4 計画推進部会は、部会間の調整、策定事務の進行管理等の事務をつかさどる。

(部会長及び副部会長)

第7条 部会に、部会長及び副部会長1人を置き、当該部会に属する部会員の互選により選任する。

2 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第8条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、最初の会議は、委員長が招集する。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、部会の会議に準用する。

(報告)

第9条 部会長は、当該部会における調査研究が終了したときは、その結果を委員長に報告しなければならない。

(意見の聴取等)

第10条 委員会及び部会は、必要に応じ関係課の意見を聴取し、又は職員を出席させて説明を求めることができる。

2 委員は、必要に応じ部会に出席し、意見を述べることができる。

(委員会及び部会の庶務)

第11条 委員会及び部会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 省略

(2) 第五次長期総合計画後期基本計画策定委員会開催経過等

ア 策定委員会

(ア) 開催経過

開催年月日	回	議 題
令和7年 3月25日	第1回	1 目標人口の設定について 2 第五次長期総合計画後期基本計画の構成について 3 その他
5月19日	第2回	1 目標人口の設定について 2 後期基本計画における具体施策の記載について 3 その他
12月12日	第3回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 その他
令和8年 1月20日	第4回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（原案）について 2 その他

(イ) 報告

年 月 日	内 容
令和7年 12月17日	武蔵村山市第五次長期総合計画（素案）について（報告）
令和8年 1月22日	武蔵村山市第五次長期総合計画（原案）について（報告）

イ 部会

(ア) 開催経過

【第1回部会(全体部会)】

開催年月日	回	議 題
令和7年 5月26日	第1回	1 健康福祉部会長及び副部会長の互選について 2 教育文化部会長及び副部会長の互選について 3 都市環境部会長及び副部会長の互選について 4 国土強靱化部会長及び副部会長の互選について 5 計画推進部会長及び副部会長の互選について 6 その他

【第2回部会】

・健康福祉部会

開催年月日	回	議 題
令和7年 8月18日	第2回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 その他

・教育文化部会

開催年月日	回	議 題
令和7年 8月15日	第2回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 その他

・都市環境部会

開催年月日	回	議 題
令和7年 8月13日	第2回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 その他

・国土強靱化部会

開催年月日	回	議 題
令和7年 8月22日	第2回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 その他

・計画推進部会

開催年月日	回	議 題
令和7年 7月28日	第2回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 その他

【第3回部会(全体部会)】

開催年月日	回	議 題
令和7年 9月11日	第3回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 その他

【第4回部会(全体部会)】

開催年月日	回	議 題
令和7年 11月14日	第4回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 その他

【第5回部会(全体部会)】

開催年月日	回	議 題
令和8年 1月20日	第5回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（案）の策定委員会への報告について 2 その他

(イ) 報告

年 月 日	内 容
令和8年 1月20日	武蔵村山市第五次長期総合計画（案）について（報告）

(3) 第五次長期総合計画後期基本計画策定委員会委員・部会員名簿

ア 策定委員会

区分	氏名	職名	備考
委員長	石川浩喜	副市長	
副委員長	池谷光二	教育長	
委員	雨宮則和	企画財政部長	
委員	乙幡康司	総務部長	令和7年4月～
	室賀和之	総務部長	～令和7年3月
委員	古川純	危機管理担当部長	
委員	鳥田拓	市民部長	
委員	並木篤志	協働推進部長	
委員	安齋高	環境部長	令和7年4月～
	乙幡康司	環境部長	～令和7年3月
委員	小延明子	健康福祉部長	
委員	増田宗之	高齢・障害担当部長	令和7年4月～
	安齋高	高齢・障害担当部長	～令和7年3月
委員	室賀和之	子ども家庭部長	令和7年4月～
	増田宗之	子ども家庭部長	～令和7年3月
委員	今泉浩	都市整備部長	
委員	指田光春	建設管理担当部長	令和7年4月～
	指田政明	建設管理担当部長	～令和7年3月
委員	小林真	議会事務局長	
委員	鈴木義雄	教育部長	
委員	高瀬隆太郎	学校教育担当部長	令和7年4月～
	東口孝正	学校教育担当部長	～令和7年3月
委員	指田政明	会計管理者	令和7年4月～
	井上幸三	会計管理者	～令和7年3月

イ 部会

【健康福祉部会】

区分	氏名	職名	備考
部会長	持田文吾	福祉総務課長	
副部会長	並木武司	保険年金課長	
部会員	森尚志	市民課係長	
部会員	山口裕基	高齢福祉課係長	
部会員	町田貴	障害福祉課係長	
部会員	武野幸子	健康推進課係長	

区分	氏名	職名	備考
部会員	榎本雅夫	生活福祉課係長	
部会員	蔭山勝士	子ども政策課係長	
部会員	山岡勇太	子ども育成課係長	
部会員	澤木貴代美	子ども子育て支援課係長	

【教育文化部会】

区分	氏名	職名	備考
部会長	佐藤哲郎	教育総務課長	
副部会長	廣末聡	文化振興課長	
部会員	櫻井謙次	教育施設担当課長	令和7年7月1日～
	西宏一郎	教育総務課係長	～令和7年6月30日
部会員	庄司圭介	教育指導課係長	
部会員	横田慶	学校給食課係長	
部会員	栗原克明	文化振興課係長	
部会員	木村修一	スポーツ振興課係長	
部会員	住谷和宏	図書館係長	

【都市環境部会】

区分	氏名	職名	備考
部会長	篠田光宏	都市計画課長	
副部会長	前原光智	環境課長	
部会員	根本慶太	都市計画課沿線まちづくり担当課長	
部会員	宮崎綾	防災安全課係長	
部会員	進藤篤是	産業観光課係長	
部会員	井上ひとえ	産業観光課係長	
部会員	横堀哲也	ごみ対策課係長	
部会員	波多野史明	交通企画・モノレール推進課係長	
部会員	吉野恵里加	区画整理課係長	
部会員	鈴木哲人	道路下水道課係長	

【国土強靱化部会】

区 分	氏 名	職 名	備 考
部会長	遠 藤 康 至	防災安全課長	～令和7年12月31日
副部会長	田 村 崇 寛	道路下水道課長	
部会員	山 口 健 吉	防災安全課係長	
部会員	村 田 裕 樹	福祉総務課係長	
部会員	鴨 下 陽 一	都市計画課係長	
部会員	橋 本 英 之	都市計画課係長	
部会員	金 谷 典 明	道路下水道課係長	
部会員	宮 沢 聖 和	施設課係長	

【計画推進部会】

区 分	氏 名	職 名	備 考
部会長	小 野 暢 路	秘書広報課長	
副部会長	栗 原 秀 和	総務契約課長	
部会員	武 藤 裕 介	企画政策課係長	
部会員	木 内 ふ み	デジタル推進課係長	
部会員	杉 山 亮 太	財政課係長	
部会員	友 塚 康 太 郎	文書法制課係長	
部会員	告 拓 実	職員課係長	
部会員	石 川 求	課税課係長	令和7年10月1日～
	今 野 かおり	課税課係長	～令和7年9月30日
部会員	福 永 義 紀	収納課係長	
部会員	大 久 保 景 子	協働推進課係長	
部会員	藤 田 勝 弘	会計課係長	

3 まち・ひと・しごと創生本部

(1) まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

武蔵村山市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

〔平成 27 年 4 月 20 日〕
訓令（乙）第 93 号

（設置）

第 1 条 武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の総合的かつ円滑な策定及び推進を図るため、武蔵村山市まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合戦略の策定に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生の推進に関すること。
- (3) その他まち・ひと・しごと創生に係る重要事項に関すること。

（組織）

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、武蔵村山市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和 47 年武蔵村山市規則第 28 号）第 3 条第 1 号に規定する部長をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第 4 条 本部長は、本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 本部の議事は、出席した本部員の過半数で決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

（部会）

第 6 条 本部に、総合戦略の策定事務の分科に応じた専門的事項を調査研究させるため、次項各号に掲げる部会を置く。

- 2 部会は、次に掲げる部会の区分に応じ、当該各号に定める人数の部員で組織する。

- (1) まちの魅力向上部会 6 人
- (2) 安心子育て部会 6 人
- (3) 地域活性化部会 6 人

- 3 部員は、武蔵村山市の職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する者をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第7条 部会に、部会長及び副部会長1人を置き、当該部会に属する部員の互選により選任する。

2 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第8条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、最初の会議は、本部長が招集する。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、部会の会議に準用する。

(報告)

第9条 部会長は、当該部会における調査研究が終了したときは、その結果を本部長に報告しなければならない。

(意見の聴取等)

第10条 本部長及び部会は、必要に応じ関係課の意見を聴取することができる。

2 本部員は、必要に応じ部会に出席し、意見を述べることができる。

(本部及び部会の庶務)

第11条 本部及び部会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本部及び部会の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則 省略

(2) まち・ひと・しごと創生本部開催経過

開催年月日	回	議 題
令和7年 12月12日	第2回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 その他
令和8年 1月20日	第3回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（原案）について 2 その他

(3) まち・ひと・しごと創生本部委員名簿

本部

区 分	氏 名	職 名	備 考
本部長	山 崎 泰 大	市長	
副本部長	石 川 浩 喜	副市長	
副本部長	池 谷 光 二	教育長	
委 員	雨 宮 則 和	企画財政部長	
委 員	乙 幡 康 司	総務部長	
委 員	古 川 純	危機管理担当部長	
委 員	島 田 拓	市民部長	
委 員	並 木 篤 志	協働推進部長	
委 員	安 齋 高	環境部長	
委 員	小 延 明 子	健康福祉部長	
委 員	増 田 宗 之	高齢・障害担当部長	
委 員	室 賀 和 之	子ども家庭部長	
委 員	今 泉 浩	都市整備部長	
委 員	指 田 光 春	建設管理担当部長	
委 員	小 林 真	議会事務局長	
委 員	鈴 木 義 雄	教育部長	
委 員	高 瀬 隆 太 郎	学校教育担当部長	
委 員	指 田 政 明	会計管理者	

4 その他の市民参加

(1) 市民意識調査、人口移動に関する意向調査(転入者意向調査)、人口移動に関する意向調査(転出者意向調査)、及び子ども意見の聴取

- ・ 調査の概要については、「第1編 総論 第4章 市民の意見 (P28~36)」を参照してください。
- ・ 調査の詳細については、「第五次長期総合計画後期基本計画策定に向けたアンケート調査報告書」を参照してください。

(2) 市民ワークショップ

- ・ 調査の概要については、「第1編 総論 第4章 市民の意見 (P28~36)」を参照してください。



(3) パブリックコメント

- ・ 武蔵村山市第五次長期総合計画後期基本計画(素案)について

【実施期間】

令和7年12月18日から令和8年1月16日まで

【意見の件数】

0件

武蔵村山市第五次長期総合計画
後期基本計画
(令和8年度～令和12年度)

発行年月／令和8年3月
発 行／武蔵村山市
編 集／武蔵村山市 企画財政部 企画政策課
〒208 - 8501
武蔵村山市本町一丁目1番地の1
TEL 042 (565) 1111 (代表)



武蔵村山市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

